

1. 第1期の「北本市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について

- 「まち・ひと・しごと創生法」第10条の規定に基づき平成28年3月に策定

まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号）（抄）

第十条 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 計画期間 平成27年度～令和元年度
- 目的 本市に見合った人口展望の実現、社会情勢等を捉えた地域経済の発展及びまち・ひと・しごとの創生と好循環の確立をめざし、将来にわたって活力ある豊かな地域社会を持続させていくことを目的に策定。

2. 地方版総合戦略策定に対する国の考え方について

- 令和元年6月「まち・ひと・しごと創生法基本方針」閣議決定

→地方においては、国の「総合戦略」を勘案し、地方創生の充実・強化に向け、切れ目ない取組を進めることが求められる。また、策定に当たっては、各地方公共団体自らが責任を持って社会・経済状況の変化を捉え地域の将来像を考える観点から、幅広い年齢層の住民をはじめ、産官学金労言士などの多様な主体の参画を得るなど、各々の地域の特性に応じた検討プロセスを経ることも重要。

- 令和元年12月「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」及び、2020年度を初年度とする5か年の第2期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定

→地方版総合戦略等の進捗状況等に関するQ&Aより要約

総合振興計画の目的が人口減少克服・地方創生と地方版総合戦略に掲げるものと同一の方向性であり、数値目標や重要業績評価指標(KPI)が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合振興計画等と地方版総合戦略を一つのものとして策定して差し支えない。また、各地方公共団体の実情に応じ、地方版総合戦略の計画期間を延長することも可能。

第2期「北本市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定について

3. 策定の方針について

- 第1期の「北本市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「北本市総合戦略」という。）の計画期間が今年度で終了するのに対し、第五次北本市総合振興計画（以下、「第五次総合計画」という。）前期基本計画は令和2年度で計画期間が終了するため、1年間のズレが生じている。
- 第1期の「北本市総合戦略」に位置付けられているKPIについては、その大半が「第五次総合計画」前期基本計画に位置付けられている成果指標と同一である。
- 「北本市総合戦略」は、本市に見合った人口展望の実現や将来にわたって活力ある豊かな地域社会を持続させていくことを目的に掲げているため、「第五次総合計画」と一体的に取り組むことにより、地方創生の実効性を高めること、かつ効率的な行政運営を行うことが期待できる。
- 国は、各地方公共団体の実情に応じ、地方版総合戦略の計画期間の延長と地方版総合戦略と総合振興計画との一体的な策定は可能であると示している。



以上のことから、第1期の「北本市総合戦略」を一年延長し、「第五次総合計画」前期基本計画の計画期間に合わせるとともに、第2期「北本市総合戦略」については、令和3年3月に策定予定の「第五次北本市総合振興計画」後期基本計画と一体的に策定する。なお、計画の延長に際し、KPIの見直し等の修正は行わない。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
第五次総合計画	前期基本計画(H28～R2)			後期基本計画(R3～R7)	
北本市総合戦略	第1期総合戦略(H27～R元)		R2まで延長	第2期総合戦略を第五次総合計画へ統合	